

京都大學經濟學會

經濟論叢

第六十七卷 第二・三號

ヨークシャー・ラツダイトに就いて(一)……………穂 積 文 雄

絶對主義論の悲劇……………堀 江 英 一

『自然の法典』……………田 中 眞 晴

「混合經濟」の構造と計畫化の方途……………馬 場 正 雄

昭和二十六年三月

『自然の法典』

—— フランス社會主義史研究 (一) ——

田 中 眞 晴

まえがき

フランスの社會主義に關する書物の多くは、「十八世紀の社會主義」に言及し、モレリイとマブリイを、啓蒙期を、代表する社會主義的又は共產主義的思想家として論じているが、私達を先づ困惑させるのは、社會主義史上における彼等の位置づけの仕方が實に多様であるということである。前世紀の終りに、リクタンベルジエが「十八世紀の社會主義」を精密に網羅した後、研究視角の重心は、「十八世紀の社會主義」は、果して社會主義か、それは十九世紀の社會主義に比して、どのような特殊性をもつかという性格又は位置付けの問題に移つたようである。しかし、フランス社會主義に關する我國の研究の未成熟さは、原著研究の段階を飛び越えることを許さぬし、又原著の検討を通してのみ、位置づけえの有效な立言の基盤を得るであらう。私は本論に於て、啓蒙期の社會主義的思想の代表的著作とされるモレリイ『自然の法典』をとりあげ、そこに見られる人間像の性格(第二節)と、經濟システムの性格(第三節)を検討し、若干の要約と問題點の所在を明かにして、今後の研究への指針を見出したい。

(1) A. Lichtenberger, *Le socialisme au XVIII^e siècle*, 1895

(2) リクタンベルジュが「富及び財産權の從つて、社會の傳統的組織を批判し、變容し、又は倒そうと企てた著者」を社會主義者と廣く解するに對し、研究の素材面では殆んど全面的に彼に依存しつつ、デュルケムは消費平等の要求、共產主義、生産の社會的組織化、社會主義と規定して、マブリー・モレリイ等は共產主義的であつて社會主義でない、社會主義は大革命以後に始まると主張する。又ラスキは、國家權力掌握への現實的態勢を社會主義の不可欠的要素とするから、マブリー・モレリイは社會主義者ではなく、社會主義はマブウフに始まると言う。

A. Lichtenberger, *op. cit.*, p. 1—11. (Préface)

E. Durkheim, *Le socialisme*, 1928, p. 72—81.

Harold J. Taski, *The socialist tradition in the French Revolution*, 1930, p. 6, 14.

これらの諸規定——それは近代に固有な社會主義の特殊的性格に關する把握に應じて異るのであるが——の論争史を意識しつつも、それらの検討は他日に譲らねばならない。

(3) 『自然の法典』に關しては、先に平井新氏「モレリイ『自然の法典』とその思想的背景」(『田學界雜誌』第三十一卷 十二號 昭和十二年)がある。平井氏の研究は、自然法思想・合理主義哲學・經驗論哲學等が『自然の法典』に如何に現れているか、ということを中心とせられた。私は、遂に當時の一般的な思考様式と思考素材を使用しながら述べられた内容の特殊性、『自然の法典』の云わば *Einstellung* の究明に論核を置く。尙、最近、小牧・桐山兩氏による譯業が出版せられ、参照させていたが、本論に引用の譯文は必ずしも兩氏に従わなかつた。

『自然の法典』の著者モレリイについて、われわれは現在、確なことを殆んど知り得ぬこと、又、出版當時に於ける不評、バブウフが之を聖典としたこと、一八四〇年代に於ける評價等の經緯については既に紹介済みであるから、ここには、後論への連繫の點から重要な限りに於て『自然の法典』の内容を概括しておく。

『自然の法典』は、二年前に出版せられた『バジリイアド』の不評に抗議すべく、自己の思想を體系化したものである。『法典』(『自然の法典』)は、人間がこの世の中でできるだけ幸福でもあり、善良 *bienfaisant* でもあるやうな状態を見出す」(op. cit., p. 88—89, 邦譯、一四七頁)ことを目的とする。モレリイは、このような問題の解決、否、問題の提出さえ怠られてきたのは、從來のモラリストが、大抵、人間の性を惡と考へ、之を基礎としていたことによる。批判されるべきものは性惡説であると主張する。

性惡説は、人間の利己心を「百頭の蛇」とし、これによつて人間性を惡と斷する。しかし、現實の人間の姿から、人間本來の性を推すことは出來ぬ。自然のままの人間に於て見なければならぬ。従つて彼は、「自然の秩序 *l'ordre de la nature* の中に於ける利己心 *amour-propre*; amour de soi-même とは何か」と設問し、「爾理 *la Providence* がわれわれに許した、自己保存の不斷の欲望 *un désir constant de conserver son être*」(op. cit., p. 10—11, 三六頁)に過ぎぬと自答する。人間には本具觀念 *idées innées* は存在せぬ。生れたときは全くの無關心につつまれてゐる。必要が次第に人間を目覺めさせ、自己保存に關心をもたせる。自然は人間の欲望を、その力よりも少し高いところに置いて人間を導く。一人々々離れていては無力な人間は、協力が必要とする。ここに心的引力 *attraction morale* が働いて、自己の弱さを救うものに對する愛の感情 *affection idéalaisante* と理性 *raison* が生れる。この二つの豊かな泉から、更に社會性 *sociabilité* を育む精神・才智が湧き出る。人間は、個々人の間には力・才能の差がある。しかし自然は、それらが相集つて一の調和的全體をなすように配慮した。彼は社會を、すばらしい自動機械 *merveilleux automate de la société* と云い、道徳や政治は、この自然の法に従つて、人間の社會生活の各部分の調節という役目をもつとする。このように、モレリイの自然の秩序は個々人の利己心を起動としながら、それが自然的に、人間の社會性に發展すると考えるところに成立つてゐる。

右に抽象的に述べられた自然の秩序と、それに對應する自然のままの人間を、具體的には彼は何處に求めるか。彼は、それはヨーロッパでは過去に存在したもの、未開人の間では現存しているものとする。彼は北アメリカのインディアンに自然のままの社會と人間を見る。彼等の間では、小社會に屬する各家族が、社會共同の需要を充すために、家長の指導下に狩獵・漁業に従事している。私有財産がないから、他人を支配しようという欲望もない。人の評價と地位は、彼が皆のためにどれだけ役立つか、という唯一の標準によつて決る。モレリイは、彼等に、ヨーロッパの知識・技術を教へても、私有制を導入せぬ限り歓迎すべきことであると云う。(この點は以下の論究上留意されねばならぬ)

それでは次に、ヨーロッパの社會が、自然の秩序から離れた經過はどうか。國民 Nation は、すべて最初は、單一又は數個の家族に始まる。少くとも若干の期間は、父權制度の形態 la forme du gouvernement paternel を保存し、人々は家長の指導下に柔らかな權威 douce autorité にのみ従つた。すべてのものは共有であり、愛と融和の情が支配する。人口數の増加しなかつた所では、この單純で自然的な統治が保存された。(アメリカ・インディアンの場合)。他方、人口數が増加し、國土が狭小になつた國民は移住を餘儀なくされる。家族數の増加によつて、家族間の血族愛 affection de consanguinité と共同體の精神 esprit de communauté が減少し、移住の際、財貨を持出すために共有制が一部破れる。ここに私有財産が發生し、人間の社會性が失われようとする正に危機的な場が出現する。しかし注意すべきことは、モレリイがこのような事態が必然的に私有制の發生に自然からの逸脱に導くとは考えぬ、という點である。この危機的な場に於て、人々は立法を待ち、法に従わんとしている。この時、立法者が、自然の法に則つて賢明な立法を行つていたならば、ヨーロッパは遂に自然のままの社會であり得たであらう。然るに立法者は、反自然的・恣意的な立法を行い、私有財産制を確立し、人間の社會制は崩壊した。それ以後の諸立法は、姑息的手段の羅列に過ぎぬ。(op. cit., p. 38, 七二—七五頁)

私有財産制は、本來自己保存慾に過ぎなかつた利己心を變質して貪慾 avarice とする。これこそ一切諸惡の源泉である。人間はそれによつて自然のままの素直と probité naturelle を失つた。政治形態が共和制であつても、私有財産制に立つ限り、やがて貴族政治・君主政治、遂に專制政治に轉化せざるを得ない。古代のソロンやリクルゴスの立法はすぐれていたし、又、キリスト教精神は暴力を否定し、奴隸制を緩和し、財産の喜捨を行わしめて、自然の法 loi de la Nature がよみがえつた。しかし、キリスト教はやがて道徳よりも神祕を尊び、儀式の數のみ増して、その精神は失われた。聖職者が現れて貧者の物をまき上げるに至る。(op. cit., p. 40—42, 八二—八六頁)

人間の墮落は、神 Divinité の觀念をも變質せしめる。神は自然の創造者であり、人間が自然の秩序の中にいる時には、慈愛深き神 Divinité bienfaisante として表象せられている。人間が邪惡になると神の姿もまた恐ろしい姿をとる。最も犯罪性に富んだ國民が、最も恐しい神の觀念をもつてゐる。(op. cit., p. 72, 73, 79, 一二八—一三〇、一四〇頁)

然らば、自然の手に歸るにはどうすればよいか、或る個所では「自然的なものも、精神的なものも、すべて完成に近づく」(op. cit., p. 63, 一一六頁)とし、人間はいろいろな制度を經て始めて自然に一票を投ずると云い、將來に於ける私有財産制の廢止を確

信している。しかし、自然に則つた立法の範例を掲げるに當つては、「このような共和國をつくることは今日では不可能だ」(c.p. cit., p. 82, 一四九頁)と非難的である。そして變革の方策としては「賢人達に財産の精神を支持する誤謬と偏見を攻撃させ」(c.p. cit., p. 84, 一四九頁)政治と道德の缺陷を改革し、教育によつて効果をあげる、という極めて簡單な言葉しか見られない。(以上は『法典』一—三部の要約)

『法典』第四部は「自然の意圖にかなつた立法の範例」(以下「範例」と略す)を掲げる。範例は、「基本的にして神聖なる法」Loix fondamentales et sacrées という根本法とそれを具體化する分配法(『經濟法』)等十ヶの法から成り、各法が數ヶ乃至十數ヶの條文をもつ。

基本法は、生活のため、嗜好のため、又は日々の労働のために現に使用する物以外には一切私有財産を許さぬ(第一條、生活の公共負擔)社會的責任(第二條)、全市民が、能力・才能・年齢に應じて公共の利益につくすべき義務(第三條)、を規定している。

次に、分配法以下の法の規定から、「範例」の社會の骨組みを建ててみよう。

國民は等家族 Famille 數より成る部族、等部族 Tribu 數より成る市 Cité (市の多いところには更に州 Province) から構成される。經濟的に中核をなすのは市である。各市は、市民の生活と労働のために土地を保有し、(所有ではない)、農業青年團——農業労働は二〇—二五歳の青年の義務労働であり、彼等から構成される——を組織して出来る限りの收獲をあげる。各市には中央の大廣場を中心として公共倉庫 Magasins publics、公共集會所を都心に近く、次で住宅地域、各職業團 Corps de Profession の仕事場 ateliers が配される。仕事場では農業以外の労働に従事する市民が、各職業團に所屬して働いている。生産された財のうち、耐久財は公共倉庫に保管され、非耐久財は中央の大廣場で直ちに市民に分配される。勿論、私的交換は許されない。仕事場の外側には農業及びその附屬事業に従事する者の住宅、仕事場が設置せられ、更に外側に病人用施設等が續く。

政治形態及び行政は次の如くである。各家族の家長は五十歳になると元老院議員 Sénateurs になる。元老院 Sénat は各市にあり、法令の細目を決定する。元老院議員は交替制で最高元老院 Sénat suprême という國家の元老院の議員になる。最高元老院は各市元老院の法令・決定が諸法律に違反せぬかを審査する。執行機關は部族長・市長・州長・國民の元首 Chef de la Nation である。部族長は家長が交替でなり、部族長が一年交替で市長になり、各市が交替で州長を出し、各州が交替で終身年期の國民の元

首 Chef de la Nation を出す。元首は最高元老院の命を受けて指令し、州長は元首の、市長は州長の命を受ける。

- (1) A. Lichtenberger, op. cit., p. 104. E. Dolléus が Code de la Nature に附した序文 p. XVIII—XXIV. 小牧・桐山氏『自然の法典』序文にその大要が述べられている。朱紹介事項を記しておく。ドイツでは『自然の法典』の抜粋が『Vorworts』に掲載された後、翻譯も出てゐるから、相當廣く知られたものである。Amdt, Grundgesetze der Nature, Leipzig, 1848. 然るにライプナーが一九二〇年代の終りに、Encyclopaedia Britannica に「モリス・ペンバリー」項目を與えられてゐると指摘してゐる如く、イギリスでは、一般に殆んど知られなかつたものである。C. H. Driver, Morelly and Mably, The social and political ideas of some great french thinkers of the age of reason, ed. by F. J. C. Hearnshaw, 1929, p. 227.
- (2) Morelly, Code de la Nature, ou véritable esprit de ses loix, 1765. 以下一九一〇年 E. Dolléus 版 2490.
- (3) 「ペンバット」は「モリス」 attraction morale 及び「モリス」力等の影響を語ら、「モリス」 attraction passionnée の影響を受ける。W. Sombart, Proletarischer Sozialismus, 1924, S. 180.

二

『自然の法典』とルソーの『人間不平等起源論』（以下『起源論』）は、ともに一七五五年に相識することなく出版された。¹⁾ 兩著は現實の人間の不幸の起源を探索するという同じ目的を以て書かれている。のみならず、思考素材に於ても、思考様式に於ても、以下に述べるように多くの共通・類似點をもつてゐる。

「人間そのものを先づ知らなければ、どうして人間の間の不平等の起源を知りえようか。」(op. cit., p. 74. 邦譯二九頁) という『起源論』は、『法典』と同じく、人間そのもの「l'homme en soi」を知ることが問題を解決の大前提としてゐる。兩者とも、從來の人間性研究は極めて不十分であるとし、人間性に對する各自の正しい見解を展開する。その際『法典』は、現實の人間に自然のままの人間を對置し、自然の秩序に於ける人間にのみ眞の人間性が

見られるとした。『起源論』の第一部もまた、著者の構想する自然状態と、それに對應する自然人の生態を描き、そこに原本の人間像を求める。従つて、「墮落」la chute の思想と、「善良な未開人」bon sauvage の思想が共に顯著である。

こうして求められた人間性についても、又類似する。『法典』が、利己心||自己保存慾とし、affection bienfaisante を自然的傾向とすると同じく、『起源論』も亦、利己心||自己保存慾とし、憐憫pitiéと利己心を人間性の本来的契機とする。(op. cit. p. 11. 三五頁) そして兩者とも、性惡説特にホッブス批判の武器として經驗論を使いながら、自説の積極的展開に於ては本具論的である。

(自然的人間から現實の人間への轉化が私有財産の發生に因果歸屬されている點の同一性——實は大きな内容差をもつのだが——については論じない。)

しかし、以上のような同一の思考様式によつて求められた外見的には同じような人間像が、實は内容的に極めて異質的なものを含んでいるのである。

『起源論』第一部の描く自然状態は、孤立的個人の狀態である。自然人は、食物と異性と休息の幸福のみを知り、未だ家族を形成せず、財産をもたず、社會性 sociabilité を殆どもたぬ。彼等の間には、體質・年齢等の自然的平等を除いては、自立的個人の完全な平等がある。ルソーの敘述は、身心のすこやかな自然人の、天真不羈な姿態の描寫に於て特に印象的である。ここには血縁的紐帶に先立つ個人そのものがある。同じく自然法的構想の下に述べられた『法典』に於ける自然状態はこれと異なる。自然状態は、少數の家族から成る小社會であり、父權制の存在である。モレリイには、ルソー的孤立的個人は存在しない。彼の自然的人間は、「個々に離れていて

は弱く、繊細多感であり」(op. cit., p. 12, 三九頁)「遺棄・孤獨に對する嫌惡、力強い團結、即ち社會の幸福・利益に對する愛」(op. cit., p. 14)をもつ。モレリイも、當時の一般的思考様式の潮流を受けて、個人の幸福遂求の動機から、社會性 sociabilité の成立を説いている。しかし、神の手になる自然秩序の構想は、(特に『法典』第三部)個人としての個人の相互交渉から成立するというよりも、むしろ個人が社會というすばらしい自動裝置の中に豫定調和的に、その分肢として登場するところに成立つてゐる。

従つて又、『起源論』と『法典』が等しく《l'homme sauvage》の思想をもつにしても、焦點は異なるのである。前者が未開人の不羈獨立の資質に讚歎するに對して、後者は、アメリカ・インディアンが、家長の指導の下に、強固な社會の共同感情の中に生きてゐる姿に、自然の像を見ている。「自然狀態」「自然人」は單に發生史的説明としての沒價值的了解圖式の要具ではなく、自然法的理念を基盤とし、啓蒙期の批判性に擔われて、評價的性格をもつから、兩者の(當爲としての)人間像をも右の比較から或程度豫想出來る。しかし、それは次の點に至つてより明かであらう。

『起源論』第二部は、自然狀態より社會狀態への推移を述べてゐる。理性の發達によつて定住への傾向を増し、家族と若干の私的所有が發生し、人間がやや柔弱化する狀態——ルソーは現實の未開人はこの段階にあるとする——を経て、冶金と農業の發明によつて私有財産が決定的になると、富をめぐる果しない斗争が行われる。支配・服従・暴力、この無秩序狀態の收拾を求めるところに法が誕生する。既得所有の承認の上に立つて、各人の權利と義務が規定される。この社會狀態の成立に當つて、契約の主體は、個人としての個人である。(ルソーは、『起源論』以後基本的人權をめぐる、政治的社會の原則の遂求に向う。)ルソーは「父の權利」に多くを認めない。

「自然法によれば、子が父の扶助を必要とする間だけ、父は子の主人である。この期限以後は両者は對等になる。」
(op. cit., p. 138. 一二三頁)

これに『法典』第四部の「範例」を對置しよう。統治組織は、家族を單位とし、家長のみが立法・行政への參與資格をもつていた。個人の生活過程は、十歳で職業の習得をはじめ、二〇—二五歳の間、農業労働に従事し、二六歳で職長 *maître* になり、四十歳で任意労働者となる。この間、三十歳で始めて自己の嗜好による食事と被服を許される。家族・家長という資格・年齢の重要視は明かである。さらに「すべての元老院議員、行政上の長、仕事場の長、職長は、家長が子弟に尊敬せられ、服従せられると同じように、國家公共の役務の故に尊敬せられ、服従せらるべきものとす。」(Loix de l'administration du gouvernement, X) 「兒童に對しては、理性の發達に従つて、國法を教え、國法を尊敬し、両親、各種の長、年長者に従うことを訓える。」(Loix d'Education, VI) 兒童は両親に従うごとく各種職業の職長及び職業團長に従うべきである」(VIII) 「等の諸規定は、家長制的精神が、如何に強く、モレリイの理想社會の設計圖を貫いているかを示すであろう。幾何的な都市設計にも拘らず、スパルタの規律・教育體系の脊髄をなすものは家長制的ヒエラルヒーとその精神である。未開の小社會に於ける血縁的愛情の絆は、ここでは全國民的規模に於て再編されようとする。

『法典』の人間像は『起源論』のそれと、一見、双生兒的相貌をもちながら、對蹠的内容をもつ。『起源論』は「十八世紀の豫言者たち」の描く人間の世界であり、『法典』の個人は、家族成員ということを最も基底的な規定として、家長制的システムの中に埋没する。一切の前期的諸規定から解放され、或は、それらを從屬の規定とする「近代に於て始めて成立する個人」は存在しない。もとより個人が無視されるのではなく、すべての個人は人

間としてその福祉を計られる。しかし、そこには個人が他の個人及び社會に對し、個人として、基本的人權の主體として自己を主張する面が考えられず、従つて又、かかる個人をエレメントとする社會・政治の原則への道は閉され、對立的契機を含まぬ自然的社會の懷に、抱合せられているのである。¹⁰⁾これは、市民社會を超えてその向うに成立するのではなく、市民社會以前の社會と人間像と云わなければならぬ。

(1) J. Rousseau, Discours sur l'origine de l'inégalité, 1755. 以下引用の頁数はフアラリオン版による。邦譯、本田喜代治氏「人間不平等起源論」(岩波文庫)。「法典」と『起源論』が何れかの模倣によらぬといふことの考證は A. Lichtenberger, op. cit., p. 126.

(2) 「人間のすべての知識のうちで、最も有用でありながら最も進んでいないのは人間に關する知識であるように思われる。」Rousseau, op. cit., p. 74. 二九頁。

(3) 兩著に共通な思考素材と思考様式の成立については第四節に於て觸れる。尚、ルソーは、モレリイとは異り、彼の自然狀態を過去の模寫的復元とは考えていない。「歴史的眞理 vérités historiques」ではなくて、臆說的・條件的推理 raisonnemens hypothétiques et conditionnels」(op. cit., p. 83. 四三頁)。しかし反實在的なものとしていふことは明かである。『起源論』に於ては、現實の未開人の狀態即自然狀態ではない。(後引)

(4) 「大惡人をも最もきびしく罰するものは云わば内具的な善行の本源的感情 le premier sentiment de bienfaisance, pour ainsi dire, innée である。」(Morelly, op. cit., p. 65. 一一九頁)。

(5) 今まではモレリイとルソーの比較は主としてこの點についてなされてきた。例えば、P. Louis, Histoire du socialisme en France, 1925, p. 15, 30. A. Lichtenberger, op. cit., p. 126-7, 178. 勿論、モレリイが、理性の進歩と共有制を結合しようとするに對し、ルソーがそれを不可能とする點は、全體系的影響をもつ。しかし、私は本節でモレリイとルソーの全體比的比較を意圖するのではなく、『法典』と『起源論』の人間像の對比を志すのである。

(6) 『起源論』の木間入への解説中、op. cit., p. 88, 93, 157-8. には肉體的強壯の面が p. 177-8. では自然的徳性が強調されている。

(7) この点については、河野健二氏「ルソーの『經濟論』」(經濟論叢六五卷四・五號)を参照されたい。

(8) 同様の規定は、Loix conjugales II, IV, X, Loix penales II. 等に見られる。

(9) K. Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie, herausg. von K. Kautsky, S. XLIV f.

(10) 本節の『起源論』の人間像への言及は、ルソーが individualist 又 collectivist かつこの議論とは全く無関係であることを斷つて置く。

三

人間像——それは當然、社會像につながつたが——の次に、モレリーの經濟の把握を検討しよう。『法典』第一部——三部に於ては、私有財産が人間を邪惡にする一切の禍根であること、及び、知識・技術の發達は私有なき社會と相容れるという命題の他、具體的な經濟分析又は理論は全く見られぬから、「範例」即ち構想される未來社會の設計圖を主として問題としなければならぬ。

「範例」が農業を基本産業として重視していることは、農業の義務勞働制、この勞働を終えぬ者は、非農職業の職長になり得ぬという規定 (Loix de Police II)・農業に不適當な市も出来る限り農産收穫をあげねばならぬという規定 (Loix Agraire II) 等より全く明かである。そして、農業の重視は「自然」の概念に結びついている。「自然が人間に贈つた沃野」という財産 propriété du champ producteur de ses dons. (op. cit., p. 19, 四十頁) という思想は、明示的・暗示的に『法典』を貫いている。従つて財産という場合に、モレリーが常に眼中に置いているのは

土地であることも詳説を要せぬであらう。これは、富の主要形態が、なお土地生産物であつたフランス十八世紀の思想家として、ケネー等にも共通である。この點に於ては、前節の人間像の場合のように、モレリイの特殊的性格が存在するのではない。

しかし、ケネーが、人口二千萬の王國の生産・流通・分配を分析の對象としたのに對し、モレリイの「範例」の經濟システムは、具體的には、國民的規模をもたない。各市(Cité)が農業青年團及び非農各職業團をもち、例外的場合を除いて經濟的自給圈をなしている。同一の大きさ、同一の形狀、同一のシステムをもつ各市の加算から、國民經濟が抽象的に構成される。元首が、各市の經濟の運営に監督・指令の最高權をもつが、それは、むしろ各市の平等・齊一性の保持のためである。(Loix de l'administration du gouvernement V) 生産物の生産から消費までの過程が原則的には市に限られ、同様な經濟圈の集積として國が存在する點では、ビュッピヤーの「都市經濟」*Stadtwirtschaft* の理念型に近う。但し、モレリイの *Cité* は直ちにビュッピヤーの *Stadt* ではなく、附近の農村をも含む經濟圈に相當する。

各職業別に編成せられた職業團 *Corps de Profession* が、このような市の中で、工業生産を営む。十歳から職業の習得めた二十歳までの青年五―十人が單位となつて年長・經驗者の指導をうけ (Loix de Police D 十一―十人毎に *Maître* (『前述の資格を要する』) がおり、更にその上に *Chef du Corps* (職業團長) のゐるシステムに、前節で指摘した年齢制的ヒエラルヒーの他に、ギルドの原型を透視し得ぬであらうか。

モレリイは、知識・技術を積極的に評價する。「範例」に於ても、學術研究法を設け、俗流道德哲學の排斥と並んで、社會に有用な理論的及び經驗的科學の習得を獎勵し、(ミ IV) 又、業務上有用な發明・發見をした者の優

遇 (Loix de Police IV)、學問・技術の才あるものの年齢的ヒエラルヒーからの若干の除外的规定 (Loix des Eudets) がある。しかし、全體として見るとき、これが生産力として經濟システムに表出されているとは云い難い。

以上の検討を終えて、モレリイの思想を、社會主義思想史の觀點から如何に位置づけうるだろうか。

十九世紀の社會主義、殊にマルクス體系と對比して、モレリイのもつ前期性を列挙することは容易である。現實の科學的分析を缺くとか、社會主義實現のトレীগーが見出されていぬとか、自然法的構想とか、その他歴史・宗教觀と續ければ、相違は無數に見出される。しかし、資本主義的生産様式が全機構的に確立していぬ絶對主義下の社會に生き、啓蒙期の知的氛圍氣を呼吸していた思想家を直ちにマルクスと對比することは無意味である。われわれは、モレリイ以前の「社會主義的思想」と云われているものとモレリイの思想との決定的相違點は何か又、バブッフ及び十九世紀初頭の社會主義者への連續面と非連續面は何か、と問わねばならぬ。そして、それはモレリイを啓蒙期の思想家として捉えることによつて解答されると私は思うが（次節でみる如く）、その際、前節及び本節で指摘したモレリイの同時代の思想に比しても、つ、^ち前期的内容が留意されねばならぬ。

(1) K. Bucher, Entstehung der Volkswirtschaft, 1883, S. 116—135. 特々 S. 121—2. を参照されたい。「範例」が古代ローンの制度から示唆を得ていることは疑ないが、ノートンらの著者たちからの影響については、ガシローは「モルスやカンパネラからの影響は正確には判じ難い。」と云つた。M. Gassien, Les idées économiques chez quelques philosophes du XVIII^e siècle, 1803, p. 26.

(2) 先に「職長」と譯したがあるいは「親方」がいいかも知れぬ。3) を参照。

(3) シレイヤマーは、"a kind of guild basis according to a general principle of local collectivism" と性格づけてゐる。Driver op. cit., p. 227. しかし、ある人は當時の王立マニフンクチュア等を基本表象とするとも考えられる。ただ、協業・分業（作業的分業）については觸れられてゐない。

(4) これに比してケネーが、農業生産力を具體的に問題にしていることは周知の通りである。

(5) 私は、モレリーの前期的側面の強調に過ぎたかも知れぬ。しかし、モレリーに、十八世紀としては極めて進んだ社會主義的思想のみを認める一般的見解 M. Gacheau, op. cit., p. 27, W. Sorbarty, *ibid.* S. 192, 278 f., は、思想内容に立ち入っていないように思われる。尙、私はモレリーが同時代思想の平均よりも遅れていたというのでは勿論ない。比較對象になつてゐるのは、各々の面で當時として最先端の思想家であることに注意。

四

私有財産なき、或は私有財産の制限せられた社會の構想は、プラトンの理想國以來、近世のユートピアの諸設計圖にいたるまで、古い、長い歴史をもつてゐる。

又、私有財産權が自然法の視角から論ぜられたのも、啓蒙期に始まることではない。グロチウスやプフェンデルフは、既に自然法學の立場から、原始に於ける土地共有と、文明の發達による私有財産制の發生を説き、財産權を自然權から區別して、第二次的な自然權又は市民法 *lex civilis* によるものとした。従つて、私有財産制が人間の幸福にそむくときは、いつでも立法によつて之を廢棄しうるものだと考えていた。¹⁾

又、自然狀態を現實の未開人に見、ヨーロッパの文明人に對して、彼等の自然的徳性や私有制なき社會の幸福を稱揚することもモレリー・ルソーを稿矢としない。十六・七世紀には地理上の諸發見に續いて、渡航者の報告、旅行記が書かれ、殊に、ジェスイットの宣教師たちは、ヨーロッパの腐敗し、非宗教的になつた文明人に對し、未開人の被洗禮者たちの單純素朴な徳性を喧傳した。かくて十八世紀前半には、「*bon sauvage*」の觀念が、文學殊に、空想的航海記の物語りの中に一の傾向として現れてくる。²⁾

理想社會の設計圖・自然法（權）より私有財産を除外し、私有制を廢しうる合理的根據の定立・『善良な未開人の思想、十八世紀前半までに成立していたこれらの諸思想が、モレリイ『自然の法典』の不可欠の構成要素をなしていることは明かである。しかし、これら諸要素の單に合計から『法典』が成立するのではない。『法典』をそれ以前のものと區別するのは、何よりも、その理想國を社會的規模に於て實現したいとする要請である。ユートピアの著者たちは、彼等のユートピアを現實に可能であると思つていなかった。それは現實よりも、よりよき世界であり、私有制なき社會は私有制社會よりも望ましいとするが、私有制の現實世界はそれゆえに、端的に誤謬であるというのではない。又、グロチウス等による私有財産權の自然權よりの排除について言うならば、彼等はそこから私有財産を否定するには至らず、逆に私有財産は人間の一般的利益 *l'intérêt générale* と一致すると考えたのである。『善良な未開人』の思想も、そのものとして、現實の社會相への批判を含み得ても、それだけでは、ヨーロッパの社會はどうすればよいか、ということの解答にはならない。それに對して『法典』は自然的秩序再建の具體的方策を説くことが貧弱であるにも拘らず、それは端的な現實批判であり、現實は全的に誤つており、人間は自然の法に歸らねばならぬという切實な要請に貫かれている。この『法典』の特性は何に由來するか。われわれは『法典』が五五年に出版されて居り、それが啓蒙時代と云われる特殊の知的氛圍をもつ時期であることを知つてゐる。問への答は、啓蒙期思潮の中へ『法典』を置いてみることによつて果されねばならぬ。

世紀中葉より（モンテスキュー「法の精神」（一七四八）を劃期とする）大革命前に至る所謂啓蒙期には、「すべての偉大な頭腦が社會と人間の問題に集中し」、「一切のものが批判に曝された。」（エンゲルス）と云われる。しかし批判は、もとより、社會現象の各側面に、等質・等量的に行われたのではない。全體としてみるならば、啓蒙期思

想は、絶對主義への對抗を、宗教（教會・僧侶身分）批判と政治的自由の要求に於て最も烈しく行つたのであり、財産の問題は副次的であつた。殊に「私有財産の廢止」の提案が、このような對抗關係の中心的争點を全く外れたものであることは明かであろう。抗争は、現實に可能なものをめぐつて行われる。海峽の彼方に實現し、可能の濃厚さははらむ社會體制の主張、すなわち宗教と政治的自由の主張が、「私有財産廢止」の提案よりも、支配者に脅威であつたことが推測される。事實、支配者の思想彈壓は、宗教と政治に關するものに對して最も強硬であり、他方、ロッケーンの研究によれば、一七一五—七八の間に、私有財産制度攻撃の故に、筆禍をうけた著者は皆無であるという。ここにモレリーの思想の特性を解明する鍵があると思う。

モレリーの思想に、それ以前の『社會主義的思想』と比較して特徴的な點、すなわち（具體的方法を缺くに拘らず）現實の變革（勿論、彼の意識に於ては「自然的秩序」への復歸）を要請している、という點は、啓蒙期の諸思潮が、一般に、傳統的諸理念の解體の上に、現實への要請という姿勢をもつていたということに基く。「全人類（又は國民の解放）が眞剣に考えられた知的雰圍氣の中に居たが故に、私有制の廢止の主張も亦、理想郷の設計圖にとゞまらず、現實を端的に批判し、現實の變更を端的に要請する。

しかし、モレリーのように、一切禍惡の根源を私有財産に歸屬することは、當時の思想界の主流を離れて居り、又、その私有制なき社會の實現の方策は現實に存在しなかつた。ここから、「人間は早晩自然に一票を投ずる。」「すべてのものは完成に向つて進む。」（前出）等の言葉に見られる彼の世界觀的確信と同時に、現實的事態の認知が「このような法が行われる見込は當分ない」（前出）と悲觀的な言葉を吐かせるのである。

『自然の法典』が、大革命までは一般に不評であり、バブーフ以後に於て高く評價されたということも、ここ

から理解される。不評であつたのは、文體や、思想展開の脈絡の惡さのみではない。何よりも問題の中心的が、可能的なるものの範圍を起え、係争點の中核外にあつたことと、モレリーの思想内容が、同時代の思想家に比して、もつ相當の前期的性格（殊に社會・人間像、二節・三節參照）によるのであらう。そしてバブウフやフリーエリストによつて高く評價されたのは、モレリーの理性と共有制の結合可能の思想、或は「すべては完成に向つてすすむ」と云つた世界觀的確信の故であらう。しかしこれらの點については、今後の研究によつて詳論したい。

(1) P. Louis, Histoire du socialisme en France, 1925, p. 14. A. Lichtenberger, op. cit., p. 12—13.

(2) A. Lichtenberger, op. cit., p. 25, 53—63. カシエーは十七世紀に於ては「自然狀態」の思想をもつ文學は二例に過ぎぬと云ふ。M. Gascheau, op. cit., p. 60. 第二節參照。

(3) デュルケムは、社會主義の前述の規定（まえがき註2）を參照）に従つて、モレリーを社會主義と認めぬが、この點に於て、モールス等とはつきり區別されることを強調してゐる。Dukheim, op. cit., p. 80—81.

(4) 十八世紀前半のフランスに於ける私有財産の批判は、メリエ・ダルジャンソンの例外の他は、前述の如き、クルソーやガリヴァを模倣する物語に見られるに過ぎぬ。「私有財産」（「不平等」を主題とする書物は一冊もなかつた。

然るに五年の『法典』と『起源論』の出版を分水嶺としてそれ以後財産はともかくも論議の對象となる。何らかの社會主義的セクトが成立するのではないが、マブリーやルソーの三人の弟子、アンシタロペディスト等によつて種々の視角からとり上げられる。傾向的物語の数も増え、劇場では「自然狀態の證美」が演ぜられる。世紀後半に於ては、私有財産の問題は、問題としての市民權をうるのである。A. Lichtenberger, p. 32—36.

(5) J. B. Bury, The idea of progress, 1924, p. 127. ユリアーによれば、ルイ十四世時代には「一般に、『偉大な時代に生きてゐる』という意識が支配的であつた。しかし十四世の末年及びそれに續く時期には『the contrast between the mental enlightenment and the dark backgrounds』が意識され始め、科學・藝術の人生・社會に對する意義が問題となる。それが十八世紀後半に啓蒙期を現出する地盤であつたと云ふ。J. B. Bury, op. cit., p. 83, 127.

(6) Harold, J. Laski, *The rise of european liberalism*, p. 211—223, A. Lichtenberger, op. cit., p. 27.

五十年以降の哲學的運動の中心がヴォルテールであつたことは定説である。そしてヴォルテールは經濟的平等に關心を示さず貧者の存在を社會存立の必要條件と考えた。Laski, op. cit., p. 215. ソワールはヴォルテールを *bourgeoisie* *idee* の支配の立場、ルソーを、小ブルジョアと工匠の立場、と云つてゐるが、同じような意味で、モレリイが農民とか、初期プロレタリアートの立場とは云えぬところに、モレリイの思想の當時の現實に對する抽象性があるのではないか。A. Soboul, *La Revolution française*, 1949, p. 32—40 を參照。

(7) 財産理論については、前述のグロチウス・フエンドルフの思想が十八世紀には擴がり、私有財産の可否は、全くそれが *l'intérêt générale* に一致するか否かを規準とすべきことが承認されてゐた。しかし大部分の思想家は一致するとしてゐた。

ポール・ルイは、啓蒙期に於ける現存財産關係に對する改革案の二方向を次の如くに類別してゐる。

(I) 土地分割の思想 *Parcellation*。人間は自由であり、自由であるためには財産の所有者でなければならぬ、という論據より、耕作者の土地所有を要するもの。ダルジャンソン、レイナル等。弱い希望の意見としては非常に多數の人を之に算入しうる。

(II) 共產制の思想。同じく道德的要請より出發しながら、平等な所有も亦人性に害ありとする。マブリー・モレリイが之に屬する。

P. Louis, op. cit., p. 18—31. 注意すべきことは、反特權の思想としては(I)の方が遙に現實的意義をもつてゐたことである。
(8) Roquain, *L'esprit révolutionnaire avant la Revolution*, 1878. Appendix. (ロクタン・マルジットの指摘に據じた。op. cit., p. 26.)

(9) 尙、モレリイは、貧者への同情と富者への怒りを特に持つわけではない。むしろ、富者も貧者も、私有財産制によつて、人間性を喪失してゐる、ということが問題なのである。従つて彼は農民に對するメリエや、兵器マニファクチュアで働く勞働者に對するダルジャンソンの言葉のような、生々しい現實感を持つてゐない。この點は極めて重要であるが、詳論は他日に期したい。メリエについては A. Lichtenberger, op. cit., p. 75—84, ダルジャンソンの言葉は p. 94f.

「本篇は、一九五〇年度科學研究費交付金によつて、「資本主義確立期に於ける各國經濟及び思想の比較研究」第二班フランス班として行つた研究の中間報告であり、五一年度に、出口教授の指導の下に、蒲川助手、菱山特別研究生とともにフランス社會主義の研究續行が豫定されている。」